

笛吹市国民健康保険通信

国民健康保険加入者の皆さんへ みんなの国保を守るために

このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険（以下「国保」）の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。医療費と健康について、一緒に考えていきましよう。

平成28年度国民健康保険証の郵送について

現在、皆さんがお持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、3月31日までです。

平成28年度の新しい保険証を3月中旬に簡易書留にて郵送します。4月からは今お持ちの保険証は使えなくなり、4月になって新しい保険証が届かない場合は、お問い合わせください。

※国保税に未納がある場合は、「短期被保険者証」または医療費が一旦全額自己負担になる「資格証明書」を発行します。領収証などで納付状況をご確認いただき、納め忘れがある場合は早めに納付をお願いいたします。

修学中の国民健康保険証について

大学や専門学校などに行くために住民票を市外に移して、笛吹市の家族と離れて生活する場合、引き続き笛吹市の国民健康保険を使用するこ

とができます。この場合、マル学該

当の届出を転出時に行ってください。

○手続きに必要なもの 在学証明書（後日でも可）、国民健康保険証、印鑑、世帯主および該当者の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

また、すでにマル学保険証が交付された方には毎年4月に現況確認（学生であることの確認）のため、在学証明書を提出していただきますので、国民健康保険課または各支所の窓口まで直接お持ちいただくか、郵送により提出してください。

大学や専門学校を卒業した場合は、次の手続きが必要です

▼会社などの健康保険に加入した場合

国民健康保険喪失手続きを国民健康保険課または各支所の窓口で行ってください。

○持ち物 国民健康保険証、会社な

どの健康保険証、印鑑、世帯主および国保喪失する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

▼笛吹市以外の市区町村に住居登録し、会社などの健康保険に加入していない場合

笛吹市での国民健康保険喪失手続きと、住民登録している市区町村での国民健康保険加入手続きが必要です。

○持ち物

①笛吹市での資格喪失手続きには：国民健康保険証、印鑑、卒業証書、世帯主および国保喪失する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

②居住地での加入手続きには：笛吹市で発行する資格喪失証明書、印鑑、世帯主および加入する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

▼笛吹市に住居登録し、会社などの健康保険に加入しない場合

マル学非該当届を行ってください。
○持ち物 国民健康保険証、印鑑、世帯主および加入する方の個人番号カード（通知カードと身分証明書でも可）

問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当
☎055(262)4111